二　非正規雇用労働者の雇用の安定・処遇の改善
(一)　非正規雇用対策の推進
(二)　パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保の推進
三　女性・若者・高年齢者・障害者の活躍推進
(一)　男女均等取扱いの確保徹底とポジティブ・アクション推進
(二)　男女が共に仕事と育児・介護を両立できる環境の整備
(三)　若者の活躍推進
(四)　高年齢者の就労推進を通じた生涯現役社会の実現
(五)　障害者の就労推進
四　重層的なセーフティネットの構築
(一)　生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進等
(二)　求職者支援制度等による雇用保険を受給できない者のセーフティネットの確保
五　その他
(一)　外国人労働者問題等への適切な対応
(二)　最低賃金の引上げのための環境整備及び最低賃金の遵守の徹底

第一　趣旨

この指針は、都道府県労働局長が、雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第十三条第一項の規定に基づき、毎年度、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針（以下「雇用施策実施方針」という。）を策定するための指針である。

国と地方公共団体との連携強化の方向性は、それぞれの強みを発揮し、一体となって雇用対策を進めることで、住民サービスの更なる強化を目指すことであり、具体的な取組としては、公共職業安定所の求人情報を地方公共団体等にオンラインで提供する取組や、国が行う無料職業紹介等と地方公共団体が行う福祉等の業務を一体的に実施する取組、都道府県との雇用対策協定の締結がある。これらの取組については、都道府県労働局と地方公共団体が日頃から意思疎通を図り、利用者の様々なニーズにきめ細かく応え、着実に成果を上げていくことが重要である。

このため、雇用対策連絡調整会議の開催、都道府県労働局職業安定部長を連絡責任者とする地方公共団体との連絡窓口の活用、国と市町村が連携して設置するふるさとハローワークでの就職支援等を通じて、地方公共団体と一層緊密な連携・協力関係を構築する必要がある。

都道府県労働局長は、この指針を踏まえ、都道府県知事の意見を聞いて雇用施策実施方針を定め、国の講ずる雇用に関する施策と都道府県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

第二　平成二十六年度の重点施策

一　地域における雇用創出と人材確保

(一)　離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職の実現

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者に対しては、スキルアップやスキルチェンジの機会を拡大しつつ、人材を必要とする成長産業への円滑な労働移動を促進し、再就職先において経済成長の担い手として活躍できるようにすることが必要である。

このため、都道府県労働局は、地域において多くの離職者の発生が見込まれる場合、都道府県及び関係団体と求人開拓等で連携・協力し、必要に応じて雇用対策本部を設置するとともに、労働移動支援助成金や産業雇用安定センターの積極的な活用等を通じて離職者の円滑な再就職実現を支援する。

(二)　成長分野等での雇用創出と人材確保の推進

地域の産業構造等の特性に合った安定的で良質な雇用創出を行うことが必要である。

このため、製造業等の戦略産業を対象として、産業政策と一体となって実施する地域の自主的な雇用創造プロジェクト（戦略産業雇用創造プロジェクト）を支援する。

また、今後の高齢化の進展に伴い必要となる地域の介護需要を視野に入れた介護サービスを担う人材確保に向け、地方公共団体と連携して、人材を求めている事業主に対する支援を行う。

(三)　成長分野等で求められる人材育成の推進

ア　成長分野での職業訓練の推進

成長分野を中心に、民間教育訓練機関等を活用した実践的な公共職業訓練及び求職者支援訓練を推進するとともに、訓練修了者への就職支援体制を整備し、きめ細かな就職支援を行う。このため、都道府県労働局は、都道府県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等と連携を図り、地域の訓練ニーズの把握・共有、適切な受講あっせん、訓練修了前からの体系的な就職支援に取り組む。また、地域訓練協議会等の場を活用し、人材ニーズを踏まえた訓練計画の取りまとめ、訓練コースの設定に取り組む。

イ　地域の訓練ニーズにあった職業訓練の推進

企業・業界団体、民間教育訓練機関、行政機関によるコンソーシアムを構築し、より就職可能性を高める民間訓練カリキュラムの開発・検証を一部地域で実施することから、当該地域の都道府県労働局は、効果的に事業を実施するため、地域の訓練ニーズを把握し、適切な受講あっせん、就職支援に取り組む。また、当該地域以外の都道府県労働局においても、民間教育訓練機関が行う訓練について、より就職可能性を高める訓練コースが設定されるよう地域の訓練ニーズの把握に努める。

(四)

女性・若者・高齢者等の雇用拡大、賃金引上げ促進及び人材育成

都道府県においては、女性の活躍推進、若者等の無業者の就業促進、生涯現役社会の実現に向けた高齢者の活躍推進、人材不足である介護や建設分野の就職支援等を通じた雇用拡大や賃金引上げ、非正規雇用労働者の正規雇用化等の処遇改善を推進し、地域の実情に応じた創意工夫による多様な「人づくり」を支援するための地域人づくり事業を都道府県労働局と連携しながら実施する。

二　非正規雇用労働者の雇用の安定・処遇の改善

(一)　非正規雇用対策の推進

経済の好循環を進めていくためにも、景気が上昇局面にある中で、非正規雇用労働者の安定就職への移行が大きな課題となっている。

このため、キャリアアップ助成金の活用等を通じて、企業内における非正規雇用労働者のキャリアアップのための環境を整備し、非正規雇用労働者の雇用の安定・人材育成・処遇改善等を総合的に支援する。また、トライアル雇用奨励金の活用等を通じて、フリーター等の正規雇用化を支援する。

これらの支援に当たっては、地方公共団体の実施する雇用対策における活用や、地方公共団体と連携した周知・広報を図る。

(二)　パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保の推進

パートタイム労働者と通常の労働者との均等・均衡待遇の確保、正社員転換を推進するため、地方公共団体と連携し、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）の周知・徹底、職務評価の導入支援等により、雇用管理改善の取組を実施する。

三　女性・若者・高年齢者・障害者の活躍推進

(一)　男女均等取扱いの確保徹底とポジティブ・アクション推進

女性の活躍推進を図るため、地方公共団体と連携し、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）及び関係法令の周知・徹底を図るとともに、ポジティブ・アクションの取組とポータルサイトを活用した情報開示の一層の促進を図る。